指定通所介護事業所ながまち荘重要事項説明書

山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(従前相当)重要事項説明書

(令和８年６月１日)

通所介護の提供開始に当たり、厚生省令第 37 号第 105 条に基づいて、重要事項を次のとおり説明します。

１　法人及び事業主体

区分		内容
法人	名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会
	所在地	山形市沖町７９番地の１
	代表者	支部長　　鈴木　光弘
	電話番号	０２３(６８２)１１３１
事業所	名称	指定通所介護事業所ながまち荘
	所在地	山形市長町７５１番地
	管理者	岩﨑　勝也

事業の種類			介護保険事業所指定番号		入所・利用定員
			指定許可年月日	指定許可(更新)年月日	
			更新有効期間		
居宅		通所介護	山形県　市０６７０１００４６０		３０人
			平成 12 年１月４日	令和８年３月５日	
			令８年４月１日～令和 14 年３月 31 日		
		通所型サービス(従前相当)	令和８年３月５日		
		短期入所生活介護	山形県　市０６７０１００４７８		２０人
			平成 12 年１月４日	令和８年３月 17 日	
			令和８年４月１日～令和 14 年３月 31 日		
		介護予防短期入所生活介護	令和８年３月 17 日		
施設		介護老人福祉施設	山形県　市０６７０１００７３４		８０人
			平成 12 年４月１日	令和８年３月 17 日	
			令和８年４月１日～令和 14 年３月 31 日		
居宅介護支援事業			山形県　市０６７０１０００１５		
			平成 11 年８月２日	令和８年３月 10 日	
			令和８年４月１日～令和 14 年３月 31 日		

通常の実施区域	山形市内全域
電話番号	０２３(６８１)７５８９
ファクシミリ番号	０２３(６８４)２３９４
電子メール	nagamachi-day@yamagata-saiseikai.org

項目	内容
２　事業の目的及び事業所運営の方針	
(1)事業の目的	通所介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護状態等(介護予防)にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する。
(2)運営方針	ア　当事業所は、要介護者等(介護予防)の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため生活全般にわたる援助を行う。 イ　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業所の概要

(1)事業等の種類及び説明	(種類)通所介護（通所型サービス（従前相当）） (説明) ア　「通所介護(通所型サービス(従前相当))」とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、指定通所介護サービスを提供する事業所です。 イ　利用するためには、介護保険制度における要介護認定を受ける必要があります。
(2)交通の便	ア　ＪＲ奥羽本線・仙山線　羽前千歳駅下車　徒歩１５分 イ　山形交通バス　山形＝楯岡線・山形＝漆山＝天童線・山形＝漆山住宅前 山形＝寺津線①　　千歳駅前下車　徒歩１０分
(3)土地、建物の面積等	ア　敷地　9,472.23 ㎡ イ　建物　1階：4019.84 ㎡　2階：448.833 ㎡　鉄筋コンクリート造り
(4)開設日	平成２年７月１日
(5)主な設備等	食堂、休養養護室、浴室、機能訓練室、厨房、介護者相談室、事務室
(6)営業日、営業時間及びサービス提供時間	営業日：月曜日～土曜日（祝日含む）但し１月１日から３日までを除く。 営業時間：午前８時３０分から午後５時３０分まで サービス提供時間：７時間以上８時間未満：午前 9 時 30 分から午後４時 45 分まで

４　利用に関する事項

(1)利用の条件	ア　利用は、要介護認定の結果、事業対象者、要支援(介護予防)・要介護と認定された方が対象となります。介護保険の被保険者証で確認願います。 イ　利用の場合には、重要事項説明の後、契約書を取り交わして頂きます。
(2)持ち込み制限	貴重品は持ち込まないで下さい。その他は相談下さい。

５　職員の職種・員数及び職務内容

(1)職種及び員数

職種	員数	指定基準	摘要	
管理者	１人	１人		
生活相談員	１人以上	１人		
看護職員	１人以上	6 人	特養兼務	
介護職員	4 人以上			
管理栄養士	１人	―		
機能訓練指導員	１人以上	１人		
歯科衛生士	１人	１人		
事務職員	１人以上	―		
管理員	5 人	―		
運転士	１以上	―		
計	17 人	10 人		

※夜警業務、洗濯・清掃業務は業務委託契約を行っています。

(2)職務内容

管理者	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に応じ、必要な助言・援助を行うとともに、自らも介護業務等を行う。また、送迎の運転業務を行う。
看護職員	利用者の健康の状況に注意し、必要に応じ健康保持のための措置を行う。また、介護業務等を行う。
介護職員	必要な日常生活上の世話及び利用者の送迎に関する自動車の運転業務等をう。
管理栄養士	献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等並びに調理業務の指導及び衛生管理を行う。

(2)職務内容	機能訓練指導員	利用者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
	歯科衛生士	口腔機能の低下している利用者に対し、口腔機能の改善を行う。
	事務職員	必要な事務を行う。
	管理員	施設・設備管理、利用者の送迎に関する自動車の運転業務等を行う。
	運転士	利用者の送迎に関する自動車の運転業務等を行う。

(3)職員の勤務体制	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間
	日勤	8：30	17：30	11：30～12：30 又は 12：30～13：30

(4)職員の専門資格取得の状況	社会福祉主事　２人、介護福祉士７人、看護師３人、社会福祉士１人、介護支援専門員１人、管理栄養士１人、歯科衛生士１人、作業療法士１人
(5)機能訓練に係る専門職員の有無等	有(機能訓練指導員) 機能訓練については、機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

６　認知症の対応

(1)認知症への対応	認知症の場合も、当事業所で拘束、抑制することなく対応します。
(2)契約上の取扱い	他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法では、これを防止できない等、契約上の信頼関係を著しく害するような場合に限り、契約を解除する場合があります。

７　提供するサービス費用

(1)介護保険給付の利用料金と対象となる主なサービス

介護保険給付の料金となります。介護保険負担割合証の割合により、下記の金額をご負担いただきます。

ア　介護保険給付対象サービス料金

Ⅰ　通常規模型通所介護費(Ⅰ)　　日額

ア　利用時間　７時間以上８時間未満

介護度	基本料金		
	１割	２割	３割
要介護１	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護２	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護３	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護４	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護５	1,148 円	2,296 円	3,444 円

イ　利用時間　６時間以上７時間未満

介護度	基本料金		
	１割	２割	３割
要介護１	584 円	1,168 円	1,752 円
要介護２	689 円	1,378 円	2,067 円
要介護３	796 円	1,592 円	2,388 円
要介護４	901 円	1,802 円	2,703 円
要介護５	1,008 円	2,016 円	3,024 円

ウ　利用時間　５時間以上６時間未満

介護度	基本料金		
	１割	２割	３割
要介護１	570 円	1,140 円	1,710 円
要介護２	673 円	1,346 円	2,019 円
要介護３	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護４	880 円	1,760 円	2,640 円
要介護５	984 円	1,968 円	2,952 円

ア介護保険給付対象サービス料金

エ　利用時間　４時間以上５時間未満

介護度	基本料金		
	１割	２割	３割
要介護１	388 円	776 円	1,164 円
要介護２	444 円	888 円	1,332 円
要介護３	502 円	1,004 円	1,506 円
要介護４	560 円	1,120 円	1,680 円
要介護５	617 円	1,234 円	1,851 円

オ　利用時間　３時間以上４時間未満

介護度	基本料金		
	１割	２割	３割
要介護１	370 円	740 円	1,110 円
要介護２	423 円	846 円	1,269 円
要介護３	479 円	958 円	1,437 円
要介護４	533 円	1,066 円	1,599 円
要介護５	588 円	1,176 円	1,764 円

【個別機能訓練加算】

① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

	１割	２割	３割
要介護１～５	56 円/日	112 円/日	168 円/日

・機能訓練の職務に従事する機能訓練指導員を１名配置し、直接的に機能訓練を行う体制をとっています。機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、個別機能訓練計画を作成します。作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練の項目が設定されており活動を行います。

② 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

	１割	２割	３割
要介護１～５	76 円/日	152 円/日	228 円/日

・個別機能訓練加算（Ⅰ）イに加えて、機能訓練の職務に従事する作業療法士等を１名配置します。

③ 個別機能訓練加算（Ⅱ）

	１割	２割	３割
要介護１～５	20 円/月	40 円/月	60 円/月

・個別機能訓練加算（Ⅰ）に加え、個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることにより、PDCA サイクルを推進します。

【認知症加算】

	１割	２割	３割
要介護１～５	60 円/日	120 円/日	180 円/日

・認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、実践的な研修を終了した者を１名以上配置し、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で基準上必要な数に加え２以上確保しています。利用者の総数のうち、日常生活の支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者の占める割合が 15%以上である場合に算定となります。

ア　介護保険給付対象サービス料金

【口腔機能向上加算（Ⅰ)】　（月 2 回限度）

	1割	2割	3割
要介護１～５	150 円/日	300 円/日	450 円/日

・口腔機能の低下している又はおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、定期的に評価等を行います。

【ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ)】

	1割	2割	3割
要介護１～５	60 円/月	120 円/月	180 円/月

・通所介護の利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できていることの評価を行います。

【科学的介護推進体制加算】

	1割	2割	3割
要介護１～５	40 円/月	80 円/月	120 円/月

・利用者様毎の身体の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報その他サービスを適切かつ有効に活用するために必要な情報を活用することにより、PDCA サイクルを推進します。

【入浴介助加算（Ⅰ)】

	1割	2割	3割
要介護１～５	40 円/日	80 円/日	120 円/日

・入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備があり、利用時に入浴した場合、加算が算定されます。

【送迎を行わない場合の減算】

	1割	2割	3割
要介護１～５	47 円/片道	94 円/片道	141 円/片道

・利用者に対して、その居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わなかった場合は、片道につき所定単位数から減算します。

【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】

	1割	2割	3割
要介護１～５	22 円/日	44 円/日	66 円/日

・介護職員の総数に占める勤続年数 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上配置されています。

【介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ】

・介護職員の賃金向上を目的に、基本サービス費に各種加算減算を加えた１月当たりの総単位数にサービス別加算（通所介護 12.0%）乗じた単位数を加算します。

【高齢者虐待防止措置未実施減算】…１日につき 1%減算

・高齢者虐待防止のための指針を整備し、実施するための担当者を配置。担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。

【業務継続計画未策定減算】…１日につき 1%減算

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、計画を策定し、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する以上を満たさなければ減算となります。

※指定通所介護の法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の１割～３割の額とします。介護保険の給付限度内であれば、利用者の負担額は介護サービス料金の１割～３割です。

ア　介護保険給付対象サービス料金

Ⅱ　通所型サービス(従前相当)　　月額

		基本料金		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	週1回程度	1,798	3,596	5,394
事業対象者 要支援2	週2回程度	3,621	7,242	10,863

【口腔機能向上加算】

	1割	2割	3割
事業対象者／要支援1・2	150円/月	300円/月	450円/月

・口腔機能の低下している又はおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、定期的に評価等を行います。

【科学的介護推進体制加算】

	1割	2割	3割
事業対象者／要支援1・2	40円/月	80円/月	120円/月

・利用者様毎の身体の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報その他サービスを適切かつ有効に活用するために必要な情報を活用することにより、PDCAサイクルを推進します。

【送迎を行わない場合の減算】

	1割	2割	3割
事業対象者／要支援1	376/月	752/月	1,128/月
事業対象者／要支援2	752/月	1,504/月	2,256/月

・利用者に対して、その居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わなかった場合は、片道につき所定単位数から減算します。

【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】

	1割	2割	3割
事業対象者／要支援1	88円/月	176/円	264円/月
事業対象者／要支援2	176円/月	352/円	528円/月

・介護職員の総数に占める勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上配置されています。

【介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ】

・介護職員の賃金向上を目的に、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算（通所介護12.0%）乗じた単位数を加算します。

【高齢者虐待防止措置未実施減算】…1日につき1%減算

・高齢者虐待防止のための指針を整備し、実施するための担当者を配置。担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。

【業務継続計画未策定減算】…1日につき1%減算

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、計画を策定し、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する以上を満たさなければ減算となります。

※指定通所介護の法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の1割～3割の額とします。介護保険の給付限度内であれば、利用者の負担額は介護サービス料金の1割～3割です。

<table>
<tr><td>イ　介護保険給付対象の主なサービス</td><td>ア　相談及び援助
　利用者及びその家族等からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
イ　排泄介助
　利用者の身体の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。
ウ　健康管理
(ア)主治の医師による健康管理に努めます。
(イ)緊急等必要な場合には、主治の医師或いは同一法人の協力病院である山形済生病院等に責任をもって引き継ぎます。
エ　送迎
　送迎を希望する利用者には、事業所の送迎車で送迎を実施します。
オ　入浴サービス
　入浴サービスを実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)介護保険給付対象外(自己負担)となるサービス</td></tr>
<tr><td>ア　介護保険給付対象外サービス料金</td><td>次に掲げる費用は、利用者の実費負担とします。<table><tr><td>ア　食費(日額)</td><td>690 円</td></tr><tr><td>イ　野外行事参加費</td><td>実　費</td></tr><tr><td>ウ　理美容代</td><td>実　費</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>イ　介護保険給付対象外となるサービス</td><td>・食事サービス
　食事は、栄養並びに本人の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・ミキサー食・おかずの刻み食等配慮します。又、自立支援のために離床して食堂で食事を取って頂くことを原則とします。
　経管栄養食の場合には水分補給として(白湯またはお茶とイオン飲料)をご用意致します。</td></tr>
<tr><td>(3)消費税</td><td>介護保険給付対象外の自己負担(ア 食費、エ 学習療法以外)については、別途消費税がかかります。</td></tr>
<tr><td>(4)取消料</td><td>利用予定日の前日の 12 時までに利用キャンセルの連絡が無かった場合、取消料（食費相当額 690 円）を徴収致します。(月曜日利用の方は前々日の 12 時となります。)</td></tr>
<tr><td>(5)料金改定</td><td>ア　介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合には、変更になります。
イ　介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変更その他やむを得ない事由がある場合には、事前に説明したうえで、利用料金を変更することがあります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8　地域との交流</td></tr>
<tr><td>(1)ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・実習生の受容</td><td>　定期的及び随時ボランティア・実習生の受け入れを行っています。ご理解とご協力をお願い致します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　緊急時の対応</td></tr>
<tr><td>(1)医療機関</td><td>　利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師等に連絡を行うなど必要な措置を講じます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">10　非常災害時の対応</td></tr>
<tr><td>(1)非常時の対応</td><td>・別に定める「ながまち荘消防防災計画」に定めるところにより対応します。
・消防計画に基づき、消防本部および地区消防団の指導・協力を得て、防災及び風水害、地震訓練・避難訓練等を行います。また、有事に備え、地域の応援を得ます。</td></tr>
<tr><td>(2)近隣との協力</td><td>自主防災会協力員の支援を受けております。</td></tr>
<tr><td>11　秘密保持</td><td>　正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取扱は契約終了後も同様とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">12　サービスの利用方法等</td></tr>
<tr><td>(1)サービスの利用開始</td><td>・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と利用期間等をご相談いただき、介護支援専門員を通してお申し込みください。
・自ら居宅サービス計画を作成している場合は、直接電話等でお申し込みください。
※利用期間決定後、契約を締結致します。</td></tr>
</table>

(2) サービスの終了	・利用者の都合でサービスを終了する場合 サービス終了を希望する日の１週間前までに文書で申し出てください。 ・事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない時事用により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１か月前までに文書で通知します。
(3) 健康上の理由による中止	・風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。 ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合又は本人が拒否した場合は、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。 ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

13　相談窓口

(1) 指定通所介護事業所ながまち荘	担　当　者	主任介護職員　伊藤　雄太
	受付時間	月～金曜日　午前８時 30 分　～　午後５時 30 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
	電話番号	０２３(６８１)７５８９
(2) 指定居宅介護支援事業所ながまち荘	所在地	山形市長町７５１番地
	電話番号	０２３(６８１)２８６５
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	０２３(６８４)２３９４
	利用時間	月～金曜日　午前８時 30 分　～　午後５時 30 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
(3) 山形市役所指導監査課	所在地	山形市旅篭町二丁目３番２５号
	電話番号	０２３(６４１)１２１２(代)
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	０２３(６２４)８８８７
	利用時間	月～金曜日　午前８時 30 分　～　午後５時 15 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
(4) 山形県国民健康保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保６番地
	電話番号	０２３７(８７)８００６(苦情・相談専用)
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	０２３７(８３)３３５４(苦情・相談専用)
	利用時間	月～金曜日　午前９時　～　午後４時 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く

14　苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者	山形県済生会医療福祉センター	担　当　者	支部長　鈴木　光弘
		所在地	山形市沖町７９番地の１
		電話番号	０２３(６８２)１１３１
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	０２３(６８２)１１３２
		受付時間	月～金曜日　午前９時 00 分　～　午後５時 00 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
	ながまち荘	担　当　者	施設長　岩﨑　勝也
		所在地	山形市長町７５１番地
		電話番号	０２３(６８４)２３９１
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	０２３(６８４)２３９４
		受付時間	月～金曜日　午前８時 30 分　～　午後５時 30 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く

<table>
<tr><td rowspan="10">(2)苦情受付担当者</td><td rowspan="5">山形県済生会医療福祉センター</td><td>担　当　者</td><td>事務局長　長岡　淳司</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td>山形市沖町７９番地の１</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>０２３(６８２)１１３１</td></tr>
<tr><td>ﾌｧｸｼﾐﾘ番号</td><td>０２３(６８２)１１３２</td></tr>
<tr><td>受付時間</td><td>月～金曜日　午前９時 00 分　～　午後５時 00 分
但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から１月３日を除く</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ながまち荘</td><td>担　当　者</td><td>業務主査　清野　哲也</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td>山形市長町７５１番地</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>０２３(６８４)２３９１</td></tr>
<tr><td>ﾌｧｸｼﾐﾘ番号</td><td>０２３(６８４)２３９４</td></tr>
<tr><td>受付時間</td><td>月～金曜日　午前８時 30 分　～　午後５時 30 分
但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から１月３日を除く</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(3)第三者委員</td><td colspan="2">鈴木　弥夫　（すずき　ひさお）</td></tr>
<tr><td colspan="2">飯澤　ひろみ（いいざわ　ひろみ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">芳賀　豊松　（はが　とよまつ）</td></tr>
<tr><td>連絡先（苦情申出先）</td><td>soudan@yamagata-saiseikai.org</td></tr>
<tr><td>(4)苦情発生と苦情・処理の対応</td><td colspan="3">・苦情発生の際は苦情受付担当者が受付を行い、受け付けた苦情及びその改善状況等について苦情解決責任者、第三者委員へ報告を行います。
・苦情受付についてはながまち荘、山形県済生会医療福祉センターに設置いたします。
・苦情解決責任者は苦情申出人と解決が図れるように努めます。
・第三者委員は苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する役割を担います。
・その他については山形県済生会苦情解決規定に基づき対応いたします。</td></tr>
<tr><td>15　事故発生の防止及び発生時の対応</td><td colspan="3">・事故発生の防止及び発生時の対応のために、安全管理指針、事故発生時の対応マニュアルを整備します。
・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。それに伴う安全対策体制のための担当者を設置します。
・事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を、定期的に実施をします。
・利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、利用者に対する事業の提供により損害を与えたときは、その損害を速やかに賠償します。
・事故発生時においては、別に定める『ながまち荘事故発生時の対応マニュアル』に定めるところにより、対応いたします。</td></tr>
<tr><td>16　虐待防止のための措置</td><td colspan="3">・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
・虐待防止のための指針を整備します。
・職員に対し、虐待の防止のための研修を、定期的に実施します。
・上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">17　当施設利用の留意事項</td></tr>
<tr><td>(1)施設・設備器具の利用</td><td colspan="3">施設、設備及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。</td></tr>
<tr><td>(2)迷惑行為等</td><td colspan="3">騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。</td></tr>
<tr><td>(3)宗教活動等</td><td colspan="3">施設内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</td></tr>
<tr><td>(4)動物の持ち込み</td><td colspan="3">施設内へのペットの持ち込みはお断りします。</td></tr>
<tr><td>(5)第三者評価の受審について</td><td colspan="3">山形県福祉サービス第三者評価事業については受審しておりません。</td></tr>
</table>

令和　　年　　月　　日

通所介護事業所の提供開始に当たり、利用者及び代理人に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

名　称　指定通所介護事業所ながまち荘
所在地　山形市長町７５１番地

説明者　　職　名　　主任介護職員
　　氏　名　　伊　藤　　雄　太　　㊞

私は、本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けて、同意しました。

利用者　　住　所
　　氏　名　　㊞

代理人　　住　所
　　氏　名　　㊞